

千葉県済生会習志野病院 共同利用制度規定

平成 26 年 1 月 30 日

第 1 総 則

1 目 的

この規定は、千葉県済生会習志野病院（以下「病院」という。）の施設又は医療設備を千葉県千葉医療圏、千葉県東葛南部医療圏（以下「地域」という。）の医療従事者の、診療、研究又は研修を目的とした利用（以下「共同利用制度」という。）のために開放し、地域の医療機関との連携の推進及び地域の医療従事者の相互研鑽を図ることを目的とする。

2 共同利用制度

共同利用制度の内容は、次の 4 種類とする。

- (1) 紹介患者診療型共同利用
- (2) 医療器械利用型共同利用
- (3) 研究部門利用型共同利用
- (4) 研修会等参加型共同利用

3 紹介患者診療型共同利用等を利用する医師等遵守事項

紹介患者診療型共同利用、医療器械利用型共同利用を利用する登録医は、病院内においては次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用に際しては、医療連携室で受付をしてから利用する。
- (2) 病院内の諸規則を遵守する。

4 個人情報

本規程に定める各型共同利用の利用者は共同利用時に知り得た個人情報を正当な理由なく、第三者へ開示あるいは漏洩してはならない。

5 報酬等

- (1) 共同利用制度を利用する登録医等に対しては、その目的に鑑み報酬等は支給しない。
- (2) 共同利用制度の実施により生じた事故等については、別途協議のうえ対応する。

第 2 医療機関等の登録

1 事前登録

共同利用制度は、研修会等参加型共同利用を除き、その利用にあたっては、第 2 条 4 項の登録の申請による事前登録を必要とする。

2 登録の対象医療機関等

共同利用制度において登録できる医療機関は千葉県千葉医療圏、千葉県東葛南部医療圏に所在する医療機関および病院長の認めるその他の医療圏の医療機関とする。

3 連携医療機関登録の申請の受付は、医療連携室が行う。

4 登録の申請

- (1) 共同利用制度の利用登録を行おうとする医療機関等は、「千葉県済生会習志野病院 連携医療機関登録申請書」により病院長に申請するものとする。
- (2) 病院長は、申請内容を審査し登録を承認する。承認した場合は、「千葉県済生会習志野病院 連携医療機関名簿」にその登録機関の名称、所在地、共同利用制度を利用する医師等の氏名等を登録するものとする。

5 登録機関証の発行と広告

(1) 「連携医療機関名簿」に登録された医療機関に対しては、「連携登録医療機関証」を発行する。

(2) 連携登録医療機関は千葉県済生会習志野病院の連携先医療機関として、ホームページ、院内掲示等への掲載他、広告を承認するものとする。

6 登録内容の変更

(1) 「連携医療機関名簿」に登録された登録医等を追加するなどその内容を変更する場合には、「連携医療機関登録申請書」によりその変更を行うものとする。

(2) 変更申請がされた場合の処理については、申請時の場合の処理に準ずる。

7 登録医証の返還

登録の必要がなくなった医療機関等は、病院長に対しその旨申し出をし、「連携登録医療機関証」を返還しなければならない。

第3 紹介患者診療型共同利用

1 紹介患者診療型共同利用の内容

地域医療機関から紹介され入院した患者の診療について、かかりつけ医である登録医等と病院内主治医とが共同して、随時当該患者の検査、処置又は指導を行うことにより、退院後のかかりつけ医との円滑な診療につなげることを目的とした診療型の共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、登録された医療機関の医師等とする。

3 共同利用のための専用病床

当該共同利用のための病床として、最大5床までの受入をする。

4 事前調整

紹介入院となった患者に対して当該共同利用を行おうとする登録医等は、あらかじめ医療連携室に連絡し、病院内主治医と事前調整をしなければならない。

第4 医療器械利用型共同利用

1 医療器械利用型共同利用の内容

地域医療機関が検査目的で紹介する患者の検査について、かかりつけ医である登録医等と病院内主治医とが病院内の医療器械を共同利用することにより、検査後のかかりつけ医の円滑な診療につなげることを目的とした共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、登録された医療機関の登録医等とする。

3 対象医療器械

当該共同利用として利用できる医療器械は、次のとおりとする。

- (1) CT, MRIなどのコンピュータ断層撮影装置
- (2) マンモグラフィ、骨密度などのX線診断装置
- (3) リニアック、ESWLなどの治療装置
- (4) OCTなどの眼科医療機器
- (5) 内視鏡等院内の医療機器

4 事前調整

検査目的で紹介した患者に対して当該共同利用を行なおうとする登録医等は、あらかじめ医療連携室に連絡し、病院内主治医と事前調整をしなければならない。

第5 研究部門利用型共同利用

1 研究部門利用型共同利用の内容

病院の研究部門の機能を登録医療機関等の医療従事者のために開放し、登録医療機関等の医療従事者の研究活動を支援するとともに、必要によりその研究活動に対し互いに連携し、その研究活動を進めるもので、地域医療従事者の資質向上を図るための共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる地域医療従事者は、登録された医療機関等に勤務する医師、看護師、薬剤師その他の医療従事者とする。

3 対象施設

当該共同利用のために利用できる施設は、図書室、研究室、会議室とする。

4 利用時の手続等

(1) 図書室の利用にあたっては、登録機関、登録医名を申告し、当該室所定の手続きを行って利用するものとする。

(2) 図書室の利用については、個人情報以外の情報等に限るものとする。

第6 研修会等参加型共同利用

1 研修会等参加型共同利用の内容

病院が行う研修研究活動を地域の医療従事者に開放し、地域医療従事者とともに連携しながら研修研究活動を進めるもので、地域医療従事者の資質向上を図るための共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる地域医療従事者は、地域の医療機関に勤務する医師、看護師、薬剤師その他の医療従事者とする。

3 対象研修会等

当該共同利用のために利用できる研修会等は、次のとおりとする。

(1) 医療連携フォーラム、公開CPC、臨床カンファレンス、学術講演会その他これに類する研修研究活動

(2) 病院各診療科が開催する各科症例検討会、研究会又はこれに類する研修研究活動

(3) 病院の看護部、医療技術部門又はその他の部門が開催する研修研究活動

(4) 記念的行事として行われる講演会その他これに類する研修研究活動

4 利用時の手続き

当該共同利用により開催される研修会等を利用しようとする地域医療従事者は、開催された研修会等会場に備え付けの利用簿に必要事項を記入するものとする。

附 則

(施行日)

1 この要領は、平成25年2月1日から施行する。

2 この要領は、平成26年1月30日から改定施行する。